提　　案　　理　　由

議案番号	提　案　理　由
報告第１４号	〔専決処分の報告について〕（損害賠償の額を定めることについて） 令和７年９月１３日に三次市作木町下作木、常清滝付近で発生した、落石による左足の負傷に対する損害賠償額について専決処分したため、市議会に報告するものである。
議案第１１８号	〔三次市行政手続条例の一部を改正する条例（案）〕 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第６３号）の施行に伴い、関係条例である三次市行政手続条例（平成１６年三次市条例第１１号）の一部を改正しようとするものである。
議案第１１９号	〔三次市コミュニティセンター設置及び管理条例及び三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕 吉舎町安田地域の活動拠点である安田コミュニティセンターの機能を旧安田小学校へ移転することに伴い、関係条例である三次市コミュニティセンター設置及び管理条例（平成１７年三次市条例第１号）ほか１条例の一部を改正しようとするものである。
議案第１２０号	〔三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕 三次市立十日市小・中学校改築事業及び三次市立小中学校のあり方に関する基本方針に基づく廃校に伴い、関係条例である三次市体育施設設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第１２８号）の一部を改正しようとするものである。
議案第１２１号	〔三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び三次市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の

	縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例（案）〕 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第４３号）の施行に伴い、関係条例である三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１６年三次市条例第１６６号）ほか１条例の一部を改正しようとするものである。
議案第１２２号	〔三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕 三次市国民健康保険川西診療所を指定管理者による管理から直接運営に変更することに伴い、関係条例である三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第１５９号）の一部を改正しようとするものである。
議案第１２３号	〔三次市老人デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕 三次西健康づくりセンターデイサービス施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市老人デイサービスセンター設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第１４６号）の一部を改正しようとするものである。
議案第１２４号	〔三次市高齢者共同生活支援施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）〕 高齢者共同生活支援施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市高齢者共同生活支援施設設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第１５０号）を廃止しようとするものである。
議案第１２５号	〔三次市立学校施設利用条例の一部を改正する条例（案）〕 三次市立小中学校屋内運動場に空調設備を設置等することに伴い、関係条例である三次市立学校施設利用条例（平成１６年三次市条例第１１９号）の一部を改正しようとするものである。

議案第１２６号	〔三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕 吉舎学校給食共同調理場を三次学校給食センターに統合し，布野中学校及び作木中学校の再配置により、布野学校給食共同調理場及び作木学校給食共同調理場が単独調理場となることに伴い、関係条例である三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第１２２号）の一部を改正しようとするものである。
議案第１２７号	〔三次市広島ふるさと村設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕 施設の安定的な維持管理とサービスを向上させることに伴い、関係条例である三次市広島ふるさと村設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第３２号）の一部を改正しようとするものである。
議案第１２８号	〔三次市いにしえの里設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕 三次市いにしえの里内のレストハウスの老朽化による廃止に伴い、関係条例である三次市いにしえの里設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第２２２号）の一部を改正しようとするものである。
議案第１２９号	〔三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕 施設の安定的な維持管理と指定管理者による円滑な運営を図るため、関係条例である三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第２０５号）の一部を改正しようとするものである。
議案第１３０号	〔指定管理者の指定について〕 指定管理期間が令和９年３月３１日をもって満了する施設について、指定管理者の候補者を選定したので、地方自治法

	第２４４条の２第６項の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。
議案第１３１号	〔工事請負契約の一部変更について〕 三次市立三次小学校屋内運動場改修工事において、大津建設株式会社と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１６年三次市条例第２７７号）第２条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。
議案第１３２号	〔工事請負契約の一部変更について〕 三次市立十日市小学校屋内運動場改修工事において、株式会社エーグローと締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１６年三次市条例第２７７号）第２条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。
議案第１３３号	〔工事請負契約の一部変更について〕 市道十日市１９４号線道路改良工事において、有限会社川地クラウドと締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１６年三次市条例第２７７号）第２条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。
議案第１３９号	〔三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）〕 令和８年人事院勧告及び国家公務員給与制度改正等に伴い、関係条例である三次市職員の給与に関する条例（平成１６年三次市条例第７０号）ほか２条例の一部を改正しようとするものである。

根　　拠　　法　　令

議案番号	根　拠　法　令
報告第１４号	〔地方自治法〕（昭和２２年法律第６７号） 第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。 ２　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。
議案第１１８号	〔地方自治法〕（昭和２２年法律第６７号） 第９６条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 ⑴　条例を設け又は改廃すること。 ⑵～⑮　略 ２　略
議案第１１９号	〔地方自治法〕（昭和２２年法律第６７号） （公の施設の設置、管理及び廃止） 第２４４条の２　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 ２～１１　略
議案第１２０号	議案第１１９号に同じ。
議案第１２１号	議案第１１８号に同じ。
議案第１２２号 ～ 議案第１２４号	議案第１１９号に同じ。
議案第１２５号	議案第１１８号に同じ。
議案第１２６号 ～	議案第１１９号に同じ。

議案第１２９号	
議案第１３０号	〔地方自治法〕（昭和２２年法律第６７号） （公の施設の設置、管理及び廃止） 第２４４条の２　略 ２～４　略 ５　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 ６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 ７～１１　略
議案第１３１号 ～ 議案第１３３号	〔三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕（平成１６年三次市条例第２７７号） （議会の議決に付すべき契約） 第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。
議案第１３９号	〔地方公務員法〕（昭和２５年法律第２６１号） （給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準） 第２４条　略 ２～４　略 ５　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。